

落札者決定基準

工事名:○○○○工事

工事番号:第〇一〇号

工事場所:○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【標準型①(WTO)(建築)】

食と農の振興部

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案書 (注5)	総合的なコストの縮減に関する項目（注1）	・維持管理費・更新費		(配点は案件毎に決定) 小計 54点 満点
		・その他、補償費等		
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目（注1）	・初期性能の持続性の向上		
		・強度、耐久性、安定性の向上		
		・供用性の向上等		
	社会的要請の対応に関する項目（注1）	・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染など）		
		・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など）		
		・特別な安全対策		
		・省資源対策又はリサイクル対策		
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	主任技術者・監理技術者（JVの場合は構成員全員）の技術提案の記載内容に対する理解度（ヒアリングで聞き取り）（注6）	a. 内容を理解している b. 一部でも理解していない技術者がいる（注2） c. 全く理解していない技術者がいる（注3）	0 Max -10 欠格
				小計 0点 満点
加算点合計（注4）				54点満点

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、提案を求める事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件（工種、工法、地形、地名等）に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。

(注3) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。

(注4) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注5) 技術提案書の提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名（共同企業体の場合、共同企業体名も含む）が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注6) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。

但し、入札参加要件を満足する配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合において、やむを得ない理由による欠席で、ヒアリングの前日（土・日・祝日を含まない）の正午までに理由書の提出がある場合はこの限りではない。

なお、この場合において、主たる配置予定技術者が欠席した場合は-3点、従になる配置予定技術者が欠席した場合は1社あたり-1点とし、減点する。

落札者決定基準

工事名:○○○○工事

工事番号: 第〇一〇号

工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【標準型①(建築)】

食と農の振興部

(注1) 技術提案に係る项目的記載内容が適切でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれてゐる場合は格差補正料金のみのとする

(注2)過去5年間に^は、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るのとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。
過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) A等級は予定価格が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
(注5) 工事成績評定点の「小数第3位」は「小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
「配点」についても、小数第3位は切り捨てして、小数第2位までとする。

(注5) 建築工事等上は、建築、式工事または工事上は「土木、建築、住設」工事の合計の上に

(注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「工木・建築一体発注工事」を含むものとする。

(注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

(注7)「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者、監理技術者、現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ただし、現場代理人の配置期間は完工の完了日から翌週で工全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点まで満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用し

ない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を業務終了のうえする。

(注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

注10) 技術提案書の事前提出書類に、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は、次略じとし、入れ参加は認めないとする。

注11) 自然灾害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然灾害に起因して随意契約した工事を除く。

^{注12)}「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る。

注13) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。

^{注14)} 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたとま

注14) 現場代理人としての施工経験における同種工事の施工時に資格未取得者には、現場代理人として配されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。

たが、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築工法「建築工試験」、技術工法「技術工試験」に

落札者決定基準

工事名:○○○○工事

工事番号：第〇一〇号

工事場所：○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【標準型②(建築)】

食と農の振興部

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目 (注1)(注14)	・維持管理費・更新費 ・その他、補償費 等		
		・初期性能の持続性の向上 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上等		
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注1)(注14)	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染など)		
		・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)		
		・特別な安全対策		
		・省資源対策又はリサイクル対策		
	社会的要請の対応に関する項目 (注1)(注14)	過去5年間に元請(JV)の構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、余民農食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部発注の「予定価格が3千万円以上の建築工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注11)(注13)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.1 Max2.5
				(工事成績評定点の平均値 - 65) × 0.4
	企業の施工実績 (注10)	表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり0.5点とする) ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 b. 上記aに該当しない	-3
		過去5年間における農林水産省が建築工事等に対して行った表彰 (注2)(注5)	a. 上記aに該当しない b. 上記bに該当している c. 上記a, bに該当する	Max 1 0 0.5 0
技術提案書 (注10)	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	同種工事 〇〇〇〇	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注15)	2
		配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注17)	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注15)	1
		過去5年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注7)(注8)	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注16)	1
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地 (注12)	d. 上記a, b, cに該当しない	0
		a. 「工事実施市町村に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2.5	
		b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある	1.5	
	社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	c. 上記a, bに該当しない	0	
		a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		b. 上記aに該当しない	0	

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求める事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。

(注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

ただし、過去に奈良県工事等競争入札参加資格における建築工事等仕事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準（予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千万円以上、C等級及びUD等級であったときは5百万円以上の工事に限る）に基づいた入れで受注し、過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

(注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むもの

(注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

(注7)「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人

従事していた場合に限るものとする。
しかし、又は(1)以上の場合を除いて当期の実行日から遡って二期末会計の1/10以上ある

ただし、現場代理人の配置期間は工事の完了日から遅れて工事全体会員の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置で

- (注8)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なし可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注13)「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。
「食と農の振興部・水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。
- (注14) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注15) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注16) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していないかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注17) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第〇一〇号
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【簡易型①(建築)】

食と農の振興部

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
施工計画	②品質管理 (最大2提案) (注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	3点/1提案 1.5点/1提案 0
	③安全管理 (最大2提案) (注1)	○○○○	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、bに該当しない	3点/1提案 1.5点/1提案 0
技術提案書 (注10)	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	過去5年間に元請(JV)の構成員として請負った工事を含むとして完成・引渡しが完了した、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部発注の「予定価格が3千万円以上の建築工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注5)(注11)(注13)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max 2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4 -3
	企業の施工実績 (注6)	表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり0.5点とする) ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 b. 上記aに該当しない	Max 1 0
施工実績等	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	過去5年間ににおける農林水産省が建築工事等に対して行った表彰 (注2)(注5)	a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかISO14000シリーズ認証を取り得している b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取り得している c. 上記a、bに該当しない	1 0.5 0
	同種工事 ○○○○	過去5年間の元請(JV)の構成員として請負った工事を含むとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績 (注7)(注16)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある (注14)	2
配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注7)(注16)	過去15年間では、工事成績評定点においては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。 過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。	過去15年間の元請(JV)の構成員として請負った工事を含むとして完成・引渡しが完了した最終積荷金額(税込み)が5千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注7)(注8)	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある (注14)	1
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	本店の所在地	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある (注15)	1 0
社会・地域貢献 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6)	災害協定の締結	a. 「工事実施市町村に建築工事の建設業許可を受けている本店」がある b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある c. 上記a、bに該当しない	2.5 1.5 0
	同種工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一休発注工事」を含むものとする。			1
(注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は失格とし、入札参加を認めないものとする。				0
	(注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。 過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。			
(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第2位を切り捨てて、小数第2位までとする。				
	(注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千5百万円以上、B等級であったときは1千5百万円以上、C等級及びD等級であったときは5百万円以上の工事に限る)に基づいて入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。			
(注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一休発注工事」を含むものとする。				
	(注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。			
(注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。				
	「同種工事」の実績(ある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は45歳以下で配置予定技術者(現場代理人)の実績において加点された場合、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交換する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して譲渡した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。			
(注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。				
	(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。			
(注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部で漏れ落ちがある場合は失格とし、入札参加は認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部で漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。				
	(注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。			
(注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。				
	(注13) 「水循環・森林・景観環境部」とは、人と共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。 「食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。			
(注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。				
	(注15) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していないかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。			
(注16) 標数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。				

(注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は失格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。

過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

「配点」についても、小数第2位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千5百万円以上、B等級であったときは1千5百万円以上、C等級及びD等級であったときは5百万円以上の工事に限る)に基づいて入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

(注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一休発注工事」を含むものとする。

(注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。

(注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績(ある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は45歳以下で配置予定技術者(現場代理人)の実績において加点された場合、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交換する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して譲渡した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

(注10) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部で漏れ落ちがある場合は失格とし、入札参加は認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部で漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。

(注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

(注13) 「水循環・森林・景観環境部」とは、奈良の木ブランド課に限るものとする。

「食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。

(注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とする。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注15) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していないかった者とする。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注16) 標数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第〇一〇号
 工事場所: ○○市 ○○町○○
■落札者決定基準【簡易型②(建築)】

食と農の振興部

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
施工計画	②品質管理(最大2提案)(注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	3点/1提案 1.5点/1提案 0	支配得点 Max 6	小計 6点 満点
企業の施工実績	工事成績評定点 (注2)(注3)(注4)(注5)(注10)(注12)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡しが完了した、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部発注の「予定価格が3千万円以上の建築工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max 2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4 -3		
技術提案書 (注9)	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 同種工事 ○○○○	過去5年間における農林水産省が建築工事等に対して行った表彰 (注2)(注5)	a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり0.5点とする) ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 b. 上記aに該当しない		Max 1	
企業の施工実績等	配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注6)(注15)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡しが完了した最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者(現場代理人としての施工経験 (注2)(注6)(注7))	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある(注13) b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある(注13) c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績がある(注14) d. 上記a、b、cに該当しない	2 1 1 0		小計 12点 満点
	地域精通度	本店の所在地 (注11)	a. 「工事実施市町村に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある c. 上記a、bに該当しない	2.5 1.5 0		
	社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない	1 0		
受注工事量	令和5年6月1日以降に奈良県農土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公表された本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した予定価格(税込み)3千万円以上の落札者決定基準が建築の受注工事の件数 (注12)		a. 当該期間の受注件数が0件の場合 b. 当該期間の受注件数が1件の場合 c. 当該期間の受注件数が2件の場合 d. 当該期間の受注件数が3件の場合 e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	2 1.5 1 0.5 0		
			加算点合計(注8)	18点満点		

(注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。
過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千万円以上、C等級及びD等級であったときは5百万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

(注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。

(注6) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで從事していた場合に限るものとする。

ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千万円以上、C等級及びD等級であったときは5百万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

(注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

(注9) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。

(注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

- (注12)「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。
「食と農の振興部・水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。
- (注13)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注15)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第〇一〇号
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【育成型②(建築)】

食と農の振興部

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
施工計画	②品質管理 (最大2提案) (注1)	○○○○	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	2点/1提案 1点/1提案 0	左記得点の合計点 Max 4 小計4点満点
	企業の施工実績 (注5)	同種工事 ○○○○	a. 国、又は奈良県が発注した同種工事の完成・引渡が完了した	2	
		過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての施工実績 (注2) (注4)	b. 特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した c. 上記a、bに該当しない	1 0	
同種工事 ○○○○		a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注7) b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注7) c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注8) d. 上記a、b、cに該当しない	2 1 1 0	小計7点満点	
配置予定技術者の実績 又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注3) (注9)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2) (注3) (注4)	a. 「工事実施市町村に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある b. 「工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある c. 上記a、bに該当しない	2 1 0		
地域精通度	本店の所在地 (注6)	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない	1 0		
社会・地域貢献	災害協定の締結				
加算点合計				11点満点	

(注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。

(注3) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ただし、現場代理人の配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。

配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注4) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注5) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合は失格とする。

(注6) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

(注7) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注8) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していないかった者とする。

ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術�定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注9) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。